

## 平成31年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	9. 教育費	大事業	10. 和田公民館活動事業
項	5. 社会教育費	中事業	
目	3. 公民館費	担当所属	和田公民館

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	5年間計画額	-	
經常	単独	計画	0	0	987	実施計画	第3章	心豊かな人づくり、まちづくり	-
							基本施策3	生涯学習の推進	-
									-
							施策2	公民館・図書館などで社会教育を推進します	-
									-

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額		
本年度当初査定額		1,125

財源内訳							一般財源
本年度当初要求額							0
本年度当初査定額							1,125

**<事業に関する説明>**

<p>(事業の概要) ・家庭教育、青少年教育及び成人教育に関する事業を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体育成及び人材育成に関する事業を開催します。</li> <li>・広報活動を行います。</li> <li>・図書貸出事業を行います。</li> </ul>	<p>(事業の目的) 多様化・高度化する市民の学習ニーズに対し、幅広い年齢各層に学習機会の提供を行い、歴史のまち佐倉の生活・文化の向上と市民の連帯意識を高めるため、社会教育活動の中心施設として、生涯学習の推進を図ります。</p>	<p>(事業の効果) 市民にとっては、公民館事業に参加することにより地域に対する関心が高まります。その結果、地域住民が「集い」「学び」「むすぶ」ことの目的を実現していくための人材が育成され、住民相互のネットワーク化を図ることができます。</p>
<p>(事業実施上の問題点) 地区住民の価値観や余暇の多様化等により、学習ニーズの把握が難しくなっています。又、少子・高齢化率の進んでいる当地区においては、従来の手法の見直しが必要な状況にあります。</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p>	<p>(見直しについての特記事項) 社会教育法で、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活の即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると規定しています。</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
08	906	906	0
11	161	161	0
12	58	57	1

特定財源	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
							差引一般財源	0	1,125	0	1,125